

第280回（第22期第3回）

島根県内水面漁場管理委員会

日 時：令和8年2月17日（火）13時30分～15時00分

場 所：労働会館

出席委員の氏名：神田 和夫、二本木 俊二、龜山 眞二、三浦 順、山口 慶子、
嶺田 直樹、小島 一文、三澤 太、渡部 和夫、林 能伸

1 開催

- ・事務局長が開会を宣言。
- ・委員10名中10名出席で過半数出席により委員会が成立していることを報告。

2 挨拶

- ・三浦会長挨拶（省略）
- ・横田農林水産部次長挨拶（省略）
- ・山口委員挨拶（省略）

3 議事

- （1）知事許可漁業の制限措置等を定めることについて（諮問）
- （2）島根県内水面漁場管理委員会指示について（協議）
あゆの採捕の禁止
ニホンウナギの採捕の禁止
- （3）遊漁規則の変更について（報告）
- （4）令和7年度増殖実績及び令和8年度増殖計画について（報告）
- （5）令和7年度全国内水面漁場管理委員会西日本ブロック協議会の概要について（報告）
- （6）宍道湖産のヤマトシジミの地理的表示（GI）登録について（報告）

4 議事の顛末

三浦会長 それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に、議事録署名者を指名さ

させていただきます。本日は、5番、山口委員、6番、嶺田委員、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、早速議題でございますが、議題1、知事許可漁業の制限措置等を定めることについて、諮問事項でございます。

事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

三浦会長 ただいま説明がございました。

宍道湖で操業されている貝桁網という漁業ですが、底びき網と呼ばれるもので、操業効率がいいということで許可制度になっておりまして、このたび新たな許可について公示をするということでございました。

事務局の説明につきまして、委員の皆さまから御質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、昨年も同じ件がありましたけども、一応、事前調整等もされていると思いますし、異議ない旨、答申するということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、委員会としては異議ないということで答申したいと思います。

それでは、議題2に移りたいと思います。議題2は、島根県内水面漁場管理委員会指示について(協議)ということになっております。

事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

三浦会長 ありがとうございます。

許可とか指示とかいろいろ言葉が出てきて、こんがらがるところもあるかもしれませんが、先ほど資料の2ページで説明されたように、一時的、過渡的な規制だということで、これは県ではなくて、委員会の名前でこういうルールを定めるということで、やや弾力的な調整ができるということで、そういう仕組みでございます。中身的には、アユの採捕の禁止と、出雲と益田ですね、あと、ニホンウナギの、下りウナギの保護という内容でございました。

それで、魚種2つあるので、質問、御意見は2つに分けて、地元の要望もついておるようでございますが、2つに分けて御意見を伺いたいと思います。

まず、アユの採捕禁止について、委員の皆さんから何か御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

では、私のほうから少し聞いていいでしょうか。このたび、出雲市と益田市から継続の要望ということで出ておりますが、やっぱりこれは今年初めてではなくて、過去何回にもわたってこの継続要望が出ていると思いますが、現地において、このルールがあるからこそ資源が守られたとか、成果なり、効果なり、もし聞いておられることがあれば少しお話しただければと思いますが、いかがでしょうか。

神田委員 すみません。

三浦会長 はい。

神田委員 この川は漁業権がついてない川ですよ。

水産課 はい、そうです。

三浦会長 そうです。

神田委員 その一般の川、漁業権をお願いして獲っております。

三浦会長 そうです。管理する漁協さんがなくて、フリーになってしまいがちなので、その中でアユも遡上するというので、そこは何とか資源保護なり、そういう採捕の調整っていいですか、それができないかということで始まったものだと理解しておりますが。

水産課 最近の状況の詳しいところが分からないですが、少なくとも今年度、一般の方から、田儀川、小田川なんかで、網やっていいですかというような質問は受けていますので、この指示のおかげで、そういう稚アユの保護の効果は少なからずあるのかなと思っています。

神田委員 それについて、そういう看板とか、広報活動を。

三浦会長 いやいや、どうぞ。大事なことだと思います。

神田委員 すみません、神田と申します。今、我々の川でも、外国の方で就労に来ておられる人にやられて困っています。それで、看板を立ち上げたりしていますが、この間、国交省から看板に強度の問題があるといって、また結局看板立て直したとかそういう問題があつて、今これがすごく多いです。監視員がおりますけど、言葉が分かりませんか、本当は分かるんですよ。だけど、この頃、監視員もスマホでやっていますからというのが非常に多くて、やっぱりそういうところは、今の言われた場所は目をつけられているから、そういう立札とかをやってもらわないと、確かにいいことだと思いますけど。地元の川ですから私も行ったことがありますけど、よろしくお願ひしたいと思っています。余談を言ひまして、申し訳ありません。

三浦会長 今のお話は、周知の努力をということですかね。

神田委員 そういうことです、そうですね。こうしてやられることはいいですけど、やっぱり周知をやってもらいたいと、今、大変な問題です。

水産課 分かりました。検討させていただきます。

二本木委員 これ、今までずっと継続してきました。このままでいいのではないですか。

三浦会長 ルール自体はですね、継続すること自体はそうですね。ありがとうございます。
ほかに御意見、御質問は。

神田委員 それで、こちらは監視員がおりますから管理していますから、組合員もすぐ言います。だけど、ここの川は誰もタッチする人がいないから、市が歩くか、県が歩くかということはないわけですね。

嶧田委員 地元の者が見たら、県に電話するぐらいのことですよ。大体、益田川は地元の者がもうこの時期は獲ってはいけないと分かっておりますので。

神田委員 ですね。

二本木委員 はい。

神田委員 だけど、なかなか、外国の就業者は簡単にはいきませんよ。

三浦会長 その辺りは、どうでしょう。例えば、要望があったこともありますし、市が定期的に回るとか、何かあったときの電話窓口になっているとか、その辺りは何かあるのでしょうか。

水産課 すみません、しっかり確認はしてないですが、今のところそこまで積極的な動きはないと思っていますので、今後、市に相談しながら検討させていただきたいと思います。

三浦会長 分かりました。

それでは、アユのルールはそういうことで。

次、ニホンウナギの採捕の禁止がもう一本、委員会指示として案が出ておりますが、これについてはいかがでしょうか。

これについても、資料の一番最後に紙がついておりますけど、全国的な取組みといいですか、幅広く、粘り強くやっていくということだろうかなと思います。

それでは、御意見、御質問はないようでございますので、アユにつきましては、監視とか周知、普及のところで御努力、地元と相談していただくとして、事務局から説明があった内容で、委員会指示として決定するというところでよろしいですか。よろしければこれで公表したいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

それでは、議題3でございます。遊漁規則の変更について、この課題は報告ということ

になっております。

事務局のほうから説明をお願いします。

〔事務局説明〕

三浦会長 ありがとうございます。

遊漁規則の変更ということでございました。若干、改めて確認というかあれですけど、漁協は、漁業権の行使規則というルール、組合員向けのルールと、アユとか遊漁者に、年券を発行したりして、遊漁者を受け入れるための遊漁規則というルールと、2つ持っていてらっしゃると。

ただいま説明があったものについては、そのうちの遊漁者向けのルールで、それについては、県が認可するということになりましたが、変更についても県が認可するという手続になるわけですが、それに際して、委員会に諮問を県のほうでされて、異議ないよということであれば県が改めて認可するという、手続の流れがあって、今日の手続はどこの部分かということ、資料の真ん中にもありますけど、3月の委員会で正式に諮問をいたしますが、その前に漁協さんから、今、こういう改正をしたいという予定がありまして、それについて事前に協議というか、おおむねいいということであれば、この漁協さんの中でも総代会にかけたり、手続をするという、理解ですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、中身については、3漁協からの関係の遊漁規則の説明がございました。

委員の皆さんから、質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

では、私のほうから質問をさせてもらっていいですか。周布川漁協のウナギのつけ針、籠の日券をやめて年券統一ということでございますが、日をまたぐと、規則的には日券が2枚要するという、そういう数え方をしているということですよ。それで、実際に2枚を買う人もいないし、全部年券で実態としては統一しているし、この際、ルールも実態に合わせようという、そういうことですか。

水産課 はい、そのとおりです。

三浦会長 それともう一つ、三隅川漁協の禁止期間等の変更に川底攪拌というのがございますけども、これは、攪拌ということは、これはもともとどういう目的でされているということなのですか。される場合があるということですか。

嶺田委員 川をいらってはいけないことでしょうか、濁らすような。

三浦会長 触るなということ。

嶧田委員 はい。

嶧田委員 公共工事も止まっているのでは。

三浦会長 そういう意味合いですか。何人たりとも川底触るなど。

嶧田委員 産卵時期なので、川を濁らせてはいけないという意味ですね。

三浦会長 これは一般的に、全体的にもうということでしょうか。遊漁規則の中でそういうルールがあるという。

水産課 はい。もともとあったものになりまして、ルールができた経緯については把握していません。

三浦会長 要は川底を触るなということでしょうか。何か、流れを変えようと思って石を積んだり、そういうことはもう一切、時期的にも、多分アユの産卵期に合わせて、産卵場を勝手に壊すようなことをされても困るってということかなと理解しましたけど。

水産課 同じくそうではないかと思っていて、産卵場とかを踏んで卵をごちゃごちゃさせたりとか、ふ化に阻害があるようなことをしたらいけないっていう意図なのかなと思っておりたけども、何か補足があればお願いしたいです。

神田委員 県土事務所にも、神戸川漁協としてそういう趣旨のことで説明がありますとお願いはしております。

三浦会長 どうぞ。

三澤委員 三隅川がよくやるのは、ここに書いてある意味はよく分からないですが、川底をいじるのが、三隅川は砂がどんどんたまってくるのですね。それで、順番ってというか、今年はこの場所の砂を除去して川の流れをよくしようとか、水面を下げようとか、そういうことをやっているの、そういう意味もあるのかなと思っています。この趣旨は分かりませんが、砂の除去とか、川の面をユンボとかで壊さないで産卵場を維持しようという目的にもなるのではないかと思います。

三浦会長 多分、このルール自体が、産卵するアユを守るという目的で、併せて川底攪拌を禁止ということなので、目的は今おっしゃったとおりだろうと理解できると思います。

ほかに御意見とか、質問とかございませんでしょうか。

神田委員 日券をやめるというの、ウナギについてやめる、ほかの魚種はあるということですか。全面的に日券をやめるのでしょうか。どうでしょうか、日券をやめると言われたんですけども。

水産課 ほかの魚種は残ります。

神田委員 残りますね。

水産課 はい。

三浦会長 ウナギのつけ針が、一晩置くと日またがりになるので、そもそも、今日入れて明日上げると。操業自体は、今日と明日の操業というか遊漁になるので、それは2枚要るよねという。だから、そうすると、1日2,000円なら4,000円みたいな話にもなるし、実態に合わないし、2日分買うということが、実際に現地でもそういう買い方をする人もいないし、この際、年券に統一してはどうかという話だと思います。

特に、何かほかにございますでしょうか。何でも結構でございます。

結構、漁業の実態があつてのこういう遊漁規則ということなので、それに関連して、結構ウナギの、それこそつけ針って、年券の販売数とか最近どうなのですかねとか、そういう質問でも結構でございますが。

神田委員 今、オンラインシステムで日券も年券も買えますし、今、あれが非常に増えていまして、それで、監視員も、登録していると、その人が携帯持っているからどこへ入っているかということが分かりますので、車の中に置いてあっても分かりますので、そういうシステムがだんだん普及してきまして、昨年も大分増えたわけですけど、今そういう状況で、こちらも年券を扱う、日券を扱うこともあるのですが、大体そういうのが普及してきました。大方の釣り具屋さんらも、だんだん日券とか年券を買う人が減ってきて、大変申し訳ないとは思っておりますけど、そういうのが今後全国的に普及すると思っております。

それから、昔は結構手数料を取られていましたが、この頃、手数料がすごく安くなりました。世の中の流れはそういうふう傾いているかなとは思っています。監視員さんが一番助かります。川の中に入っていたら、そこまで行かなくても、ああ、あの人は何券買っているなというのがすぐ分かりますので。今はそれがかなり普及してきました。もう、ヤマメの解禁がありますから、それでも大分買つとられる人がありますし、そういう流れだということを、ここにも書いてあります。知っておいてほしいと思っております。オンラインシステムによる納付ですね。

三浦会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。この際です。ありませんか。

では、御意見、御質問ないようですので、遊漁規則の変更につきましては特に問題がないということで、またもう一回、今度は諮問という形で上がってくると思いますが、申請手続のほうを進めていただければと思います。以上でございます。

それでは、続きまして、議題4になります。令和7年度増殖実績及び令和8年度増殖計画について、これも報告でございますが、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

三浦会長 説明ありがとうございました。

ここも、資料4の1枚目の中段が結構ポイントっていうかな、流れとしてこういう制度があるということでございまして、今日、県のほうから説明があったのは、委員会の枠の中の、まず⑥ですが、令和7年度分の実施状況の確認ということで、これは、多分2の、1ページの下の表のことだと思います。それで、今回、令和8年度分の目標増殖量というのが2ページの上のそこだと思います。そこについて、委員の意見を聞くっていうことですよね。

水産課 そのとおりです。

三浦会長 それでは、順番でやっていきたいと思いますが、令和7年度の実績、実施状況の確認ということで、これは、漁協が増殖計画をつくって、委員会のほうで目標の増殖量を決めて、これをお願いしますということについて、下の2、令和7年度の実績の概要というところで、先ほど説明があった6件でございます。事情、いろいろありまして、やむを得ないところもあろうかと思いますが、実績としてはこういう形で、10%っていうのは多分目安として、一つ物差しを持っておられるというところだと思いますが、まず、こちらについて、御意見、御質問等はございませんでしょうか。もう委員の皆さん、自らやっておられる漁協があるので、よく事情は御存じだと思いますが、そうした観点からも御意見を。

山口委員 すみません。

三浦会長 どうぞ。

山口委員 ちょっと分からなくて、増殖量っていうのは、放流した数っていうことなのですかね。河川全体で、何か資源量が増えているとか、自然放流とかで増えているところでも反映されてない、放流した数がこれぐらい増えているっていう数ですかね。

三浦会長 いかがでしょうか。

水産課 放流する数とか尾数が目標として設定されて、それに向かって漁協さんが放流などの増殖行為をしていただくと。結果、じゃあ、増えたか減ったかまでは、ちょっとここでは評価してないという状況です。

山口委員 分からないっていうことですよ、きっと。増えたか減ったか。

水産課 その辺は、魚種によりけりだとは思いますが、例えば、アユとかでしたら県の水産技術センターなんかは資源量、流下仔魚の尾数なんかは調査していますので、その辺は一つ資源状態の指標として把握しているものもあります。

三浦会長 多分、言葉の意味としては、増殖量というのは増やす行為をする量という意味で、どのくらい量を、例えば、資源を倍増させるとかそういうことではなくて、見ていただければ分かると思うのですが、放流する量とかを定めるということで、増殖する行為をどのくらい、どの程度するかという意味合いだと思います。

山口委員 ありがとうございます。

三浦会長 どうぞ。

三澤委員 放流数の減少というので、三隅川も周布川もそうなのですが、種が大型化したっていうふうな理由になっていますが、この放流数っていうのはやっぱり、重量よりも何匹かっていうのが重要だと思うのですが、大きくなる原因っていうのは、なぜ種が大きくなるっていう、その辺の原因っていうのは何でしょうか。（発言する者あり）

三浦会長 どちらでもよろしゅうございますが。県でも事情を知っていたら。

神田委員 いや、一番よく知っとられる方がおられる。

三浦会長 取りあえず、県のほうからあれですかね。

二本木委員 私でよろしいですか。

三浦会長 いいです、直接。

二本木委員 種苗生産をやっております、江川漁業協同組合でございます。やっぱり産卵時期とか、早ければ早く大きくなりますし、それで、遅ければ、放流時期にはサイズが小さくなります。それが一番大きなポイントだと思っています。

また、飼育する過程においても、いろんな池とか、いろんな水の量とか、そういった条件によって餌の量というのは決まりますので、水が豊富なところでしたら、どんどん餌をやってもどんどん大きくなりますし、量によっての成長度っていうのは変わってきますので、それはなかなか、このサイズをこれだけくれ、この時期にくれっていうのは、やっぱり飼ってみないと分からないところがございますので、非常に難しいなと思っています。よろしいですか。

神田委員 コントロールが難しいところがあるので、結果がかなりぶれるので、前年度は大きいものになりましたっていうようなことで理解しているそうですね。

二本木委員 そうですね。結果的にそういう形になったということになっていますね。

神田委員 分かりました。

三浦会長 どうぞ。

神田委員 私、一言言わせてもらおうと、これは漁協によって資金、金のこともありますけど、この中で見ると、単年魚はアユだけです。あとは何年も生きる、なんですけど。結局、今から先の漁業というか、遊漁者にしても、やっぱり川の力で、天然が、今年、高津川は天然がかなり上がりかけている、まだ上がってないみたいですけど、ということで、天然が上がってこない、漁協自体、我々人間がやることというのは限られておまして、隣の江川漁協も種苗をつくっておられますけど、私が思うには、基本的には、アユなんか海で育って川へ上がってくるという。それをやらないと、いくら金があっても届きません。やっぱり天然にはかないません。我々も稚魚放流はしておりますけど、やっぱり天然が上がってきたら、もう全然、放流の価値の比ではありません。

私のところも、一生懸命、今、天然が上がってくるように、産卵場の整備とかなんかししておまして、堰があって、去年も産卵はたくさんしましたけど、大体、4日以内に通り過ぎないといけないのに、その堰に4日も5日も残って、結局5日目には、汽水域って、塩水があるとこまで下がらないといけないですけど、たまに稚アユの中に卵がありまして、その卵がほとんどないような状態でして、これではいけないということで、今、その堰を利用して親魚をそこで産ませるようなプールを造りまして、産んだ卵がふ化して下流へ流れるというようなことを、今、今年やろうかなと思っております。いろいろなどこをお願いして頭を下げて歩きましたが、そうして産卵、天然魚を増やさないと川はもちません、何にしても。だから、そういうのが前提に私の漁協はありまして、放流が減ったとか言われますと、なかなかそれでは追いつかないと私は考えております。私の漁協は今からもうそういう方針でやっていこうかなと思っておりますので、またよろしく願います。

三浦会長 ありがとうございます。

ほかには御意見ございますでしょうか。

それでは、まず、7年度の増殖実績につきましては、ここに、県の資料にもともとコメントもございますが、おおむね目標増殖量と同程度の放流・産卵場造成がされたということで、先ほどの放流数の関係は、要は大型を、尾数と重量の掛け算は同じという、そういう意味だろうと思っておりますので、特に漁協さんのほうでそういう努力を少なめたということではなくて、変わらずそこはきちんと努力されているというふう理解できるのかなと思

います。ということから、おおむね計画どおりの努力はなされたというふうに思います。

続いて、8年の増殖計画の概要でございますが、これは、今年のことでございますが、増殖計画、漁協から出されたもので、これが妥当なものであれば、これを踏まえて委員会のほうで目標増殖量を策定するというので、その中身というか、土台になるようなものでございます。それで、先ほどの資料のページ1、2のうちの、こちらのほうは2のほうに関連すると思いますが、8年につきましては、周布川のヤマメと江の川さんのアユ、ウグイ、オイカワということで、それぞれ若干、前年、令和7年と比べて減少をするという部分がありますが、いかがでしょうかということでございます。

これについては、御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、特に御意見とか御質問はないようでございますので、令和7年の実績につきましては、おおむね計画どおりの努力がされたと考えて、また、令和8年度の増殖計画につきましても、若干、前年から比べると下がる部分もございますが、ある程度事情やむを得ないということもありますので、これで問題ないということで、よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ということで、引き続き事務的な準備をしていただければと思います。

それでは、続きまして、議題の5でございます。令和7年度全国内水面漁場管理委員会西日本ブロック協議会の概要についてということで、県のほうから御報告をお願いします。

〔事務局説明〕

三浦会長 ありがとうございます。

私も出席させていただきましたが、ここの資料に、3ページ以降にいろんな提案項目、びっしり書いてあると思いますが、また後ほど読んでいただければいいと思いますが、何を言いたいかというと、各県の漁協の代表の方、あるいは学術、大学の先生とか、内水面に関していろんな角度から携わっている人が集合されておりまして、御意見番というかいろんな知識とかを集約した中で内水面を見ているという意味合いで、そういった観点からすれば、なかなか重要な役割を持った組織かなというふうに感じたというところでございます。

先ほども、下りウナギの保護のときは、全国内水面漁連とこの全国内水面漁場管理委員会連合会が連盟で保護すべきということで、そういう取組みもされております。そういう、目立たないけど、結構重要な役割をしている組織があるということでございます。以上でございます。

それでは、特にこの件、御質問等がないようですと、次の議題に移りたいと思います。

次は、議題の6で、宍道湖産のヤマトシジミの地理的表示（G I）登録について、報告事項でございます。

事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

三浦会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問等ございませんでしょうか。

渡部委員のほうから、苦労話とかなんとか、そういった補足説明がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

渡部委員 このG Iマーク、申請してから2年と2か月かかりました。果たしてもらえかねと思う時期もありましたけど、我々の願いがかなって、昨年11月17日に農林水産省のほうで登録証を頂いて帰りました。

今、漁協としては、これを基にして、問屋との意見交換会を先月の13日に行いました。23社おられますけど、そのうちの3分の2の出席を賜りましたけど、いろいろとG Iマークの取扱いについての話をさせていただき、今、私と参事のほうで問屋全社、個人でやっておられる方のところも含めると28社ぐらいあると思いますけど、そこをみんな一軒一軒再度歩いて、取扱いの方法とか話をさせていただいています。そして、来週からはスーパーとか、宍道湖産ヤマトシジミを取り扱って販売していただいている販売店のほうを歩く予定にしています。そして、G Iマークって何だと思われる方がたくさんおられると思いますので、その内容などを説明して、スーパーなどにもこのG Iマークがついた宍道湖産ヤマトシジミの販売をしていただこうと今歩いているところでございます。

そして、漁協としては、これを機会になお一層、資源保護、品質管理に向けて宍道湖漁協を挙げて取り組んでいきたいと思えます。また、県の御指導も仰ぎながら、この宍道湖産ヤマトシジミのブランド化をなお一層推進していきたいと思えますので、今後ともよろしくをお願いします。

三浦会長 ありがとうございます。（拍手）

ほかの委員さんから特に、今御説明もありましたが、ないですかね。よろしいですか。

それでは、議題6については以上で終了したいと思います。

一応、予定した議題は全て終わりましたが、事務局から追加で何か説明するようなことがございますか。

石橋事務局長 特に追加で議題はございません。

三浦会長 それでは、委員の皆様、何かございますでしょうか、質問どうぞ。

二本木委員 それでは、1点ほど。例のカワウの駆除ですけど、なかなかカワウは、毎年100羽ぐらい駆除しても全く減らないなという状況でございます。それで、全国の野鳥の会か何か、各県の飛来調査いうのを各県がお願いをして、何か毎年調査をやつとるといふような話があるのですよ。それで、島根県については、鳥獣対策室がどうもそれをやつとるといふような話を聞いておまして、それで、そのときの話の中で、我々推計としては、三瓶ダムにかなりカワウの、いわゆるコロニーがあるといふような、専門家が話をしておられて、そういう話は初めて聞くという状況でございますので、もしそういう委託調査をされて、報告書等があれば、ぜひとも水産課の方も取り入れられながら、我々に情報提供をお願いできないだろうか。それで、毎年よそから飛んでくるものですから、我々、駆除をやっている猟友会の皆さんも、どこに、どうやっているんだろうかなといふのを、いつも、常に駆除しながら見ておられるのですよ。それで、山を越えてくるものですから、なかなかそのコロニーが分からないといふようなこともあるものですから、もしかよろしかったら、そういうのも我々に情報提供をお願いできればなといふふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

神田委員 それも一緒ですけど、今、結局、猟友会がもう受けてくれません。というのは、熊騒動、鉄砲の許可が取られるとか、もうそれを恐れて猟友会が全然受けてくれません。我々は、昔の二級河川ですけど、今は国交省のほうが、途中まで一級河川になりましたけど、田んぼから撃ってはいけない、道路から撃ってはいけない、それから、民家の500メートル近くなると撃ってはいけないということで、音がすると、近所から電話が警察に入るそうです。そういう関係で、もう猟友会はほとんど撃ってくれませんが、それから、花火をやられたのですが、クレームがつきまして、打ち上げ花火ですね、これもいけないということで、もう漁協ではやめました。もう、今、鶉の対策はもう黒テグスを張るしか方法がない状況でして、それも、鶉を捕るわけじゃないのですが、ただそこへ入らんように黒テグスを張っております。それも奨励金いうか、支部にお願いしてやっておるわけですけど、江の川みたいな大きな川はいいですけど、我々みたいな小河川は、ほとんど手のつけようがないというのが現状です。また何かいい案がありましたらお聞かせ願ひたいと思います。ありがとうございました。

栗田課長補佐 沿岸漁業振興課の栗田です、初めの二本木委員からの質問についてですけども、カワウの飛来調査については、鳥獣対策室のほうが日本野鳥の会島根支部に委託を

していると聞いておりまして、報告書につきましては入手し情報提供をさせていただきたいと思っております。

神田委員の御質問ですけれども、駆除の方法についていい方法がないか、今はテグスを張るしかないという御質問だったと思っておりますが、私もそれほど詳しくはないですけれども、例えば、営巣地のところにドライアイスで卵を殺して個体数を減らすだとか、あと、営巣地の辺りにカワウが寄りつかないようなテープをドローンを使って張るとか、いろんな方法があります。ただ、場所によっては使える使えないがいろいろあると思っておりますので、いい駆除方法がありましたら、情報提供をさせていただきたいと思っております。

神田委員 よろしくお願ひします。

私、農業法人の関係をやっておりまして、この頃、堆肥も消毒もほとんどドローンでやっていますので、なかなか、結構大きなドローンがあります。

三浦会長 カワウについては、昔からの問題でございます。担当する部署も、環境部門、農林水産部など、いろんな部署にまたがってやっているので、ぜひとも県のほうで情報集約をして、漁協さん等に提供していただければと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、その他について、委員会の委員の皆様から、その他御意見、せつかくですのであれば。

では、ないようですので、それでは、議事自体は終了いたしまして、次回の委員会の開催予定について、御説明いただければと思っております。

石橋事務局長 事務局でございます。次回の委員会の開催につきましては、2点報告でしたが、遊漁規則の変更についての諮問と、令和8年度の目標増殖量についての協議などについて、3月24日火曜日に同じ会場での開催を予定しておりますので、委員の皆様、御出席をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

三浦会長 ありがとうございます。

それでは、本日は、以上をもちまして委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(15:00 閉会)

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部	次 長	横田 幸男
農 林 水 産 部	水 産 課	課 長 秋山 昌宏
	主 幹	吉田 太輔
	主 任	白石 陽平
	主 任	寺谷 俊紀
農林水産部沿岸漁業振興課	課長補佐	栗田 守人
東部農林水産振興センター	水産部長	小谷 孝治
	水産課長	福井 克也
	主 任	竹谷 万理
西部農林水産振興センター	水産部長	原 修一
	水産課長	高橋 一郎
	主 任	佐藤 勇介
水 産 技 術 セ ン タ ー	所 長	道根 淳
島根県内水面漁場管理委員会	事務局長	石橋 茂人
	書 記	土井 奈緒子

令和8年2月17日

議 長 三浦 順

議事録署名者 山口 慶子

議事録署名者 嶺田 直樹